

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.016

処 分 名	生産緑地の通知等
処 分 の 概 要	市長は、生産緑地法第 10 条の要件を満たす申し出があった場合、申し出があった日から一月以内を買取る又は買取らない旨を所有者に通知するものです。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 12 条
審 査 基 準	<p>○生産緑地法第 10 条の要件を満たしている申し出があった場合を対象としています。</p> <p>○買取りの相手方が定められた場合を除き、第 10 条の規定による申出があった日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければなりません。</p> <p>○買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければなりません。</p> <p>○買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の時価については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定めます。</p>
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 <a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/shisaku/seisanryokuti.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/shisaku/seisanryokuti.html</a>

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■生産緑地法

(生産緑地の買取りの通知等)

- 第12条 市町村長は、前条第2項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、第10条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。
- 2 前条第2項の規定により買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければならない。
- 3 前二項の規定により買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の時価については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定める。
- 4 第6条第6項の規定は、前項の場合について準用する。